

北名古屋市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年10月8日

北名古屋市監査委員 大野 真一

北名古屋市監査委員 桂川 将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

小学校5校（西春小学校、五条小学校、鴨田小学校、栗島小学校、白木小学校）
及び中学校3校（西春中学校、白木中学校、天神中学校）

対象期間 令和3年4月1日から令和3年8月27日までの所管事務

実施期間 令和3年8月2日から令和3年8月27日まで

2 監査の概要

北名古屋市内小中学校のうち半数の8校を当該監査対象とし、学校運営に係るもののうち、通帳の管理状況、現金の管理状況、タブレット端末の保管状況及び長期に亘り使用可能な物品の管理状況について、所管している教育委員会学校教育課及び学校関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係者から説明を聴取して、適正に管理が行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各小中学校の通帳の管理状況、現金の管理状況、タブレット端末の保管状況及び長期に亘り使用可能な物品の管理状況については、概ね適正に管理されていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。監査対象小中学校の概要及び監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象校の概要

ア 小学校

- | | | | | |
|-----|-------|-----------|---------|----------|
| (ア) | 西春小学校 | 児童数 518 人 | クラス数 19 | 職員数 28 人 |
| | | 通帳冊数 20 冊 | | |
| (イ) | 五条小学校 | 児童数 482 人 | クラス数 18 | 職員数 28 人 |
| | | 通帳冊数 20 冊 | | |
| (ウ) | 鴨田小学校 | 児童数 362 人 | クラス数 17 | 職員数 26 人 |
| | | 通帳冊数 23 冊 | | |
| (エ) | 栗島小学校 | 児童数 364 人 | クラス数 15 | 職員数 24 人 |
| | | 通帳冊数 20 冊 | | |
| (オ) | 白木小学校 | 児童数 380 人 | クラス数 17 | 職員数 27 人 |
| | | 通帳冊数 18 冊 | | |

イ 中学校

- | | | | | |
|-----|-------|-----------|---------|----------|
| (ア) | 西春中学校 | 生徒数 341 人 | クラス数 11 | 職員数 28 人 |
| | | 通帳冊数 15 冊 | | |
| (イ) | 白木中学校 | 生徒数 312 人 | クラス数 12 | 職員数 30 人 |
| | | 通帳冊数 21 冊 | | |
| (ウ) | 天神中学校 | 生徒数 361 人 | クラス数 13 | 職員数 32 人 |
| | | 通帳冊数 14 冊 | | |

※ 児童（生徒）数およびクラス数は令和3年7月1日現在。職員数は令和3年5月1日現在の「学校基本調査資料」を参照

(2) 監査の結果

デジタルカメラについては、1校あたり12～33台を保有し、概ね適正に管理していた。ただし、一部の学校においては、保管状況一覧表等が作成されておらず、また、作成しているものの、貸出可能なものが見て判別できなかった。